



発行 東京都

目次

10

規則

○畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則……………（産業労働局農林水産部農業振興課）……………一

訓令

○東京都支庁長専決規程の一部改正……………（総務局行政部振興企画課）……………七

規則（教）

○教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則……………八

○東京都立学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規則の一部を改正する規則……………九

○東京都立学校事務職員等研修規則の一部を改正する規則……………九

○東京都立学校教育職員の人事考課に関する規則の一部を改正する規則……………一〇

○東京都教育委員会職員住宅管理規則の一部を改正する規則……………一〇

○東京都立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則……………一〇

○独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済掛金徴収規則の一部を改正する規則……………一〇

規則

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則を公布する。

令和四年三月三十日

東京都知事 小池百合子

●東京都規則第三十一号

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則

（趣旨）

第一条 この細則は、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和三年法律第三十四号。以下「法」という。）及び畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（令和三年農林水産省・国土交通省令第六号。以下「省令」という。）の施行に關し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第二条 この細則において使用する用語は、法及び省令において使用する用語の例による。

（接道の認定申請書等の様式及び添付図書）

第三条 省令第四十八条第二項の規定により交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないことについて知事に申請し、その認定を受けようとする者は、別記第一号様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ次に掲げる図書を添えて、知事に提出しなければならない。

一 付近見取図

二 配置図

三 平面図

四 二面以上の立面図

五 二面以上の断面図

六 その他知事が必要と認める図書又は書類

2 前項の認定を受けた者は、当該認定を受けた事項について変更しようとするときは、別記第二号様式による変更申請書の正本及び副本に、変更の内容に係る同項に掲げる図書を添えて知事に申請し、その変更認定を受けなければならない。

3 知事は、前二項により提出された書類を審査し、適当と認めるときは、別記第三号様式による通知書に、当該認定又は変更認定に係る申請書の副本及びその添付図書を添えて、申請者に通知するものとする。

4 知事は、第一項の認定又は第二項の変更認定をしないときは、別記第四号様式によ

る通知書に、当該認定又は変更認定に係る申請書の副本及びその添付図書を添えて、申請者に通知するものとする。

(畜舎建築利用計画の認定の申請に係る添付図書)

第四条 省令第六十四条第一項の規定による知事が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。

- 一 特例畜舎等以外の畜舎等にあつては、畜舎建築利用計画が法第三条第三項第四号に適合するものであることについて、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第七十七条の二十一第一項の指定確認検査機関が交付する適合証及び省令別表第一に掲げる図書
- 二 その他知事が必要と認める図書又は書類

(仮使用の認定の申請に係る添付図書等)

第五条 省令第七十六条第一項の規定による知事が必要と認める書類は、省令第七十五条第一項第一号及び第二号に掲げる書類とする。

(申請の取下げ)

第六条 法第三条第一項の認定、法第四条第一項の変更の認定、法第六条第二項ただし書の規定による認定、第三条第一項の認定又は同条第二項の変更認定を申請した者は、当該申請を取り下げようとするときは、別記第五号様式による届出書を知事に提出しなければならない。

(利用状況の報告)

第七条 省令第九十一条の規定による知事の定める日は、法第三条第一項又は法第四条第一項の認定を受けた日から起算して四年を経過した日以後の直近の一月三十一日とし、その後においては、前回の報告を行った日（報告を行うべき日までに報告を行わなかった場合は、当該報告を行うべき日）から起算して四年を経過した日以後の直近の一月三十一日とする。

(建築等又は利用の取りやめ)

第八条 認定計画実施者は、認定畜舎建築利用計画に基づく畜舎等の建築等又は利用を取りやめるときは、別記第六号様式による届出書を知事に提出しなければならない。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

別記
第1号様式 (第3条関係)

(表)

認定申請書	年 月 日
東京都知事 殿	
申請者の住所又は 主たる事務所の所在地 申請者の氏名又は名称 申請者の連絡先 代表者の氏名	
<p>畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則第3条第1項の規定による認定を申請します。この申請書及び添付図面に記載の事項は、事実と相違ありません。</p>	
記	
1 申請者の概要	
(1) 氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名：	
(2) 住所又は主たる事務所の所在地：	
(3) 連絡先：	
2 設計者の概要	
(1) 資格： () 建築士 () 登録第 号	
(2) 氏名：	
(3) 建築士事務所名： () 建築士事務所 () 知事登録第 号	
(4) 所在地：	
(5) 連絡先：	

(日本産業規格A列4番)

(裏)

3 畜舎等及び畜舎等の敷地に関する事項

(1) 工事施工地又は所在地

(2) 区域、地域、地区又は街区：

(3) 道路

ア 幅員：

イ 敷地と接している部分の長さ：

(4) 敷地面積

ア 敷地面積：

イ 省令第45条に規定する畜舎等の建築率：

ウ 敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値：

(5) 畜舎等の種類

飼養施設 搾乳施設 集乳施設 堆肥舎

(6) 工事の種類

新築 増築 改築 柱を撤去する行為 模様替

(7) 建築面積

ア 建築面積：(申請部分) m² (申請以外の部分) m² (合計) m²

イ 建築率：

(8) 床面積：(申請部分) m² (申請以外の部分) m² (合計) m²

(9) 申請に係る畜舎等の数：

(10) 工事着手予定年月日：

(11) 工事完了予定年月日：

(12) 備考

4 畜舎等別の構造及び設備の概要

(1) 番号：

(2) 工事種類

新築 増築 改築 柱を撤去する行為 模様替

(3) 構造： 造 一部 造

A構造畜舎等 B構造畜舎等

(4) 高さ： m

(5) 備考

(日本産業規格A列4番)

第2号様式（第3条関係）

（表）

変更認定申請書

年 月 日

東京都知事 殿

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称
申請者の連絡先
代表者の氏名

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則第3条第1項の規定による認定を受けた事項を変更したいので、同条第2項の規定による変更認定を申請します。この申請書及び添付図面に記載の事項は、事実と相違ありません。

記

1 認定の概要
 (1) 認定番号：
 (2) 認定年月日：

2 申請者の概要
 (1) 氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名：
 (2) 住所又は主たる事務所の所在地：
 (3) 連絡先：

3 設計者の概要
 (1) 資格： () 建築士 () 登録第 号
 (2) 氏名：
 (3) 建築士事務所名： () 建築士事務所 () 知事登録第 号
 (4) 所在地：
 (5) 連絡先：

（日本産業規格 A列 4番）

（裏）

4 畜舎等及び畜舎等の敷地に関する事項
 (1) 工事施工地又は所在地
 (2) 区域、地域、地区又は街区：
 (3) 道路
 ア 幅員：
 イ 敷地と接している部分の長さ：
 (4) 敷地面積
 ア 敷地面積：
 イ 省令第45条に規定する畜舎等の建設率：
 ウ 敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値：
 (5) 畜舎等の種類
 飼養施設 搾乳施設 集乳施設 堆肥舎

(6) 工事種類
 新築 増築 改築 柱を撤去する行為 模様替

(7) 建築面積
 ア 建築面積：(申請部分 m²) (申請以外の部分 m²) (合計 m²)
 イ 建設率：

(8) 床面積：(申請部分 m²) (申請以外の部分 m²) (合計 m²)

(9) 申請に係る畜舎等の数：
 (10) 工事着手予定年月日：
 (11) 工事完了予定年月日：
 (12) 備考

5 畜舎等別の構造及び設備の概要
 (1) 番号：
 (2) 工事種類
 新築 増築 改築 柱を撤去する行為 模様替
 (3) 構造： 造 一 架 造
 A構造畜舎等 B構造畜舎等
 (4) 高さ： m
 (5) 備考

（日本産業規格 A列 4番）

第3号様式 (第3条関係)

認定
変更認定
通知書

認定番号 第 号
認定年月日 年 月 日

東京都知事

年 月 日付で申請のあった認定については、審査等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則
第3条第3項の規定に基づき、
認定
変更認定
しましたので通知します。

記

- 1 認定
変更認定
に係る審査等の工事施工地又は所在地
- 2 認定
変更認定
に係る審査等の種類

(日本産業規格A列4番)

第4号様式 (第3条関係)

不認定
変更不認定
通知書

年 月 日

東京都知事

年 月 日付で申請のあった認定については、下記の理由により審査等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則第3条第3項の規定による
認定
変更認定
をしないこととしたので通知します。

不認定
の理由
変更不認定
記

- 1 この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます (なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として(訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります)、処分の取消しの訴えを提起することができます (なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

(日本産業規格A列4番)

第5号様式（第6条関係）

取下げ届出書

年 月 日

東京都知事 殿

届出者の住所又は
主たる事務所の所在地
届出者の氏名又は名称
届出者の連絡先
代表者の氏名

下記の申請を取り下げたいので、届け出ます。

記

1 申請の種類

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第3条第1項の認定

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第4条第1項の変更の認定

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第6条第2項ただし書の規定による認定

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則第3条第1項の規定による認定

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則第3条第2項の規定による変更認定

2 申請年月日：

3 取下げの理由：

4 備考：

（日本産業規格A列4番）

第6号様式（第8条関係）

取りやめ届出書

年 月 日

東京都知事 殿

届出者の住所又は
主たる事務所の所在地
届出者の氏名又は名称
届出者の連絡先
代表者の氏名

建設等
利用
を取りやめたいので、届け出ます。

記

1 畜舎建築利用計画の認定番号及び認定年月日：

2 取りやめの年月日：

3 取りやめの理由：

4 備考：

（日本産業規格A列4番）

訓令

●東京都訓令第六号

支 庁 中 一 般 支 庁

東京都支庁長専決規程（昭和四十四年東京都訓令甲第五号）の一部を次のように改正する。

令和四年三月三十日

東京都知事 小 池 百合子

第一条第一項第六号中「第十条第二項」を「第十条第四項」に改め、同項第七号を次のように改める。

七 削除

第一条第一項第二十六号の五の次に次の十四号を加える。

二十六の六 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和三年法律第三十四号）第三条の規定による畜舎建築利用計画の認定に関すること。

二十六の七 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第四条の規定による同法第三条第一項の認定を受けた畜舎建築利用計画の変更に関すること。

二十六の八 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第六条の規定による工事完了の届出に関すること。

二十六の九 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第九条及び第十条の規定による地位の承継等に関すること。

二十六の十 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第十一条の規定による解散の届出等に関すること。

二十六の十一 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第十三条の規定による利用の状況の報告等に関すること。

二十六の十二 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第十四条の規定による報告の徴収及び立入検査等に関すること。

二十六の十三 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第十五条の規定による措

置命令等に関すること。

二十六の十四 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第十六条の規定による認定の失効等に関すること。

二十六の十五 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第十八条の規定による工事中の認定畜舎等に対する措置に関すること。

二十六の十六 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第二十条の規定による助言又は援助等に関すること。

二十六の十七 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則（令和四年東京都規則第三十一号）第三条の規定による接道の認定等に関すること。

二十六の十八 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則第六条の規定による申請の取下げに関すること。

二十六の十九 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則第八条の規定による建築等又は利用の取りやめに関すること。

第一条第一項第四十七号の二中「又は建物」を「建物又は設備」に改め、同号ただし書中「ただし、」の下に「当該土地又は建物の使用許可に係る」を加える。

第一条第二項第十二号中「昭和四十六年三月三十日四十六総行地発第百八十三号総務局長決定」を「昭和四十六年三月三十日四十六総行地発第百三十八号総務局長決定」に改め、同項に次の二号を加える。

十四 小笠原諸島生産物貨物運賃補助金交付要綱（平成二年三月三十一日元総行振第

六百八十九号総務局長決定）による事務に関すること。

十五 新型コロナウイルス感染症緊急対策に係る小笠原諸島生産物貨物運賃補助金交付要綱（令和三年六月二十四日三総行振第三百九十二号総務局長決定）による事務に関すること。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。ただし、第一条第一項第二十六号の五の次に十四号を加える改正規定は、令和四年四月一日から施行する。

規 則（教）

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年三月三十日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第二号

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員免許状に関する規則（平成元年東京都教育委員会規則第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「以下「住民票の写し」という。」を「」。ただし、免許状等に記載の本籍地（日本国籍を有しない者にあつては、国籍等）又は氏名が申請時のものと異なる者にあつては、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第十条第一項に規定する戸籍謄本等」に改め、同項第四号中「証明書」の下に「の写し」を加え、同条第二項、第三項及び第五項中「及びその」を「の」に改め、同条第七項中「並びに」を「及び」に、「及びその」を「の」に改める。

第三条第一項第二号を次のように改める。

二 前条第一項第二号に掲げる書類

第三条第一項第三号及び同条第三項中「及びその」を「の」に改める。

第三条の二第二号を次のように改める。

二 第二条第一項第二号に掲げる書類

第三条の二第三号中「及びその」を「の」に改める。

第四条第二号を次のように改める。

二 第二条第一項第二号に掲げる書類

第五条第二号及び第六条第二号中「及びその」を「の」に改める。

第七条第二項中「あん摩マッサージ指圧師免許証、はり師免許証及びききゅう師免許証並びにそれら」を「あん摩マッサージ指圧師、はり師及びききゅう師の免許証」に改め、同条第三項中「及びその」を「の」に改める。

第七条の二第二号及び第三号中「及びその」を「の」に改める。

第九条第一項第二号を次のように改める。

二 第二条第一項第二号に掲げる書類

第九条第一項第八号、第十条第二号並びに第十条の二第二号及び第三号中「及びその」を「の」に改める。

第十一条の二第二号中「あん摩マッサージ指圧師免許証、はり師免許証及びききゅう師免許証並びにそれら」を「あん摩マッサージ指圧師、はり師及びききゅう師の免許証」に改め、同条第三号及び第四号中「及びその」を「の」に改める。

第十二条第一項第二号中「及びその写し」を削る。

第十三条第二号中「及びその」を「の」に改め、同条第四号中「及びその」を「の」に、「並びに」を「及び」に改める。

第十四条第二号を次のように改める。

二 第二条第一項第二号に掲げる書類

第十四条第三号中「及びその」を「の」に改める。

第十六条第一項第二号を次のように改める。

二 第二条第一項第二号に掲げる書類

第十六条第一項第七号中「及びその」を「の」に改める。

第二十五条第一項第七号中「第七条第五項」を「第七条第六項」に改める。

別表第一の三の表備考第二号及び別表第一の七の表備考第二号中「技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」を「技術、情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」に、「指導法（情報機器及び教材）」を「指導法（情報通信技術）」に改め、「とする」の下に「。ただし、情報通信技術を活用した教育の理論及び方法に関する科目は、一単位以上修得するものとする」を加える。

別記第一号様式及び第六号様式中「 \square 細の写し」を「 \square 細の写し」に改める。

別記第八号様式(表)中「 \square 細の写し」の次に「 \square 」を加え、「 \square 細の写し」を「 \square 細の写し」に改める。

別記第十五号様式を次のように改める。

第15号様式(第11条関係)

理 由 書

下記の者の助教諭免許状の授与又は免許外教科担任の許可を申請する理由は、下記のとおりです。

年 月 日

学 校 名
校長氏名

記

1 助教諭免許状の授与又は免許外教科担任の許可を受ける者の氏名

2 採用予定日 (臨時免許状の授与を申請する場合のみ)
年 月 日

3 採用する職名 (臨時免許状の授与を申請する場合のみ)

4 普通免許状を所有する者を採用できない理由

5 上記の者に限る理由

別記第三十二号様式(表中「戸籍謄(抄)本」を「戸籍謄本等」及び「住民票の写し等」を「住民票の写し」に改める。

附 則

1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の教育職員免許状に関する規則別記第一号様式、第六号様式、第八号様式(表)、第十五号様式及び第三十二号様式(表)による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都立学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年三月三十日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第三号

東京都立学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規則の一部を改正する規則

東京都立学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規則(昭和四十一年東京都教育委員会規則第四十七号)の一部を次のように改正する。

第二条の表中「第二十七条の六第一項」の下に、「第三十条」を加える。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

東京都立学校事務職員等研修規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年三月三十日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第四号

東京都立学校事務職員等研修規則の一部を改正する規則

東京都立学校事務職員等研修規則(昭和五十九年東京都教育委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「第二十七条の六第一項」の下に、「第三十条」を加える。

附則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

東京都立学校教育職員の人事考課に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年三月三十日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第五号

東京都立学校教育職員の人事考課に関する規則の一部を改正する規則

東京都立学校教育職員の人事考課に関する規則（平成十一年東京都教育委員会規則第五十六号）の一部を次のように改正する。

第十二条第五項中「第二十七条の六第一項」の下に、「第三十条」を加える。

附則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

東京都教育委員会職員住宅管理規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年三月三十日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第六号

東京都教育委員会職員住宅管理規則の一部を改正する規則

東京都教育委員会職員住宅管理規則（平成十三年東京都教育委員会規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一 二の部(二)の款新島（若郷第二）住宅の項を削る。

附則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

東京都立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年三月三十日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第七号

東京都立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

東京都立学校の管理運営に関する規則（昭和三十五年東京都教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第二十七条の四中「または停学」とあるのは「退学」との下に、「第二十六条第一項中「第百四条第一項」とあるのは「第七十九条」とを加える。

第二十七条の六第一項中「第六十九条」との下に、「第二十六条第一項中「第百四条第一項」とあるのは「第百十三条第一項」とを加える。

第三十条の見出しを「（準用規定）」に改め、同条中「から第五号まで」を「、第四号及び第五号」に、「第十四条まで」を「第十二条の十一まで、第十三条及び第十四条」に、「第十八条まで、第十九条第二項」を「第十九条まで」に、「第二十三条まで」を「第二十四条まで」に改め、「第二項中「生徒」とあるのは「児童」との下に

「、第十条の四第一項中「教務主任、生活指導主任、進路指導主任」とあるのは「教務主任」とを加え、「及び第十二条の十二第四項中「生徒」とあるのは「児童」を「中

「生徒」とあるのは「児童」と、第十二条の十第一項第一号中「積立金、生徒会費等」とあるのは「積立金等」に、「「訓告、」を「「退学、訓告、」に、「「訓告」とあるのは「訓告」を「訓告」とあるのは「退学又は訓告」と、第二十四条中「退学または停

学」とあるのは「退学」に改め、「第一項中「生徒」とあるのは「児童」との下に

「、第二十六条第一項中「第百四条第一項で準用する施行規則第五十八条」とあるのは「第五十八条」とを加える。

附則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済掛金徴収規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年三月三十日

東京都教育委員会

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第八号

独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済掛金徴収規則の一部を改正する規則

独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済掛金徴収規則（昭和三十五年東京都教育委員会規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第二号中「特別支援学校の小学部及び中学部並びに中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）」を「小学校及び中学校（中等教育学校前期課程並びに特別支援学校小学部及び中学部を含む。）」に改め、「四百六十円」の下に「（当該児童及び生徒の保護者が生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第二項に規定する要保護者に該当する児童及び生徒にあつては、年額二十円。）」を加える。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 ○三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む) 三〇円

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山二丁目十三番七号
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

